
◎議案第 23 号 白老町課設置条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 17、議案第 23 号 白老町課設置条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩城総務財政部長。

○総務財政部長（岩城達己君） 議案第 23 号 白老町課設置条例の制定について。

白老町課設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 2 月 27 日提出。白老町長。

3 ページ目の附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（白老町部設置条例の廃止）

2 白老町部設置条例（平成 21 年条例第 1 号）は、廃止する。

議案説明でございます。議 23-5 になります。

地方分権の進展及び財政の健全化を目指し、白老町の財政運営を以前にも増して効率的で柔軟に進め、連携や調整を円滑に行い、責任ある町民サービス等を迅速かつ効果的に進めていく必要があることから、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、2 月 22 日に開催しました議会全員協議会の内容でありますので、説明を省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町課設置条例

（課及び局の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町に次の課及び局を置く。

総合行政局

総務課

税務課

町民課

健康福祉課

生活環境課

産業経済課

建設課

上下水道課

（事務分掌）

第 2 条 課及び局の事務分掌は、次のとおりとする。

総合行政局

- (1) 行政運営の総括及び調整に関する事項
- (2) 重要政策課題の特命に関する事項
- (3) 行財政改革の推進に関する事項
- (4) 行政評価及び事務改善に関する事項
- (5) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項
- (6) 基本構想及び総合計画に関する事項
- (7) 統計に関する事項
- (8) 予算その他財務に関する事項

総務課

- (1) 儀式及び表彰等に関する事項
- (2) 議会及び町の行政一般に関する事項
- (3) 公告式及び例規に関する事項
- (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- (5) 職員の人材育成及び研修に関する事項
- (6) 防災及び交通安全に関する事項
- (7) 情報化の推進及び管理に関する事項

税務課

- (1) 税の賦課及び徴収に関する事項
- (2) 税及び税外収入の管理並びに税の諸証明に関する事項

町民課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- (3) 医療等の給付に関する事項

健康福祉課

- (1) 保健衛生及び保健指導に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項

生活環境課

- (1) 町民生活、人権擁護及び町民相談に関する事項
- (2) 町民活動及び町内会活動に関する事項
- (3) 広報広聴に関する事項
- (4) 防犯に関する事項
- (5) アイヌ施策に関する事項
- (6) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項

産業経済課

- (1) 観光に関する事項

- (2) 産業の振興に関する事項
- (3) 商業、工業、農畜産業及び水産業に関する事項
- (4) 労働行政に関する事項
- (5) 企業誘致に関する事項
- (6) 港湾に関する事項

建設課

- (1) 公共土木施設に関する事項
- (2) 林業及び緑化に関する事項
- (3) 都市計画に関する事項
- (4) 住宅に関する事項
- (5) 建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項

上下水道課

- (1) 上水道に関する事項
 - (2) 下水道に関する事項
- (臨時の事務の分掌等)

第3条 町長は、臨時又は特別な事務を処理させる必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、別に組織を設け事務分掌を定めることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(白老町部設置条例の廃止)

2 白老町部設置条例(平成21年条例第1号)は、廃止する。

(白老町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 白老町水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第29号)の一部を次のように改める。

第3条第2項中「都市整備部」を削る。

(白老町都市計画審議会条例の一部改正)

4 白老町都市計画審議会条例(昭和45年条例第9号)の一部を次のように改める。

第7条中「都市整備部」を削る。

(白老町地方港湾審議会条例の一部改正)

5 白老町地方港湾審議会条例(昭和58年条例第30号)の一部を次のように改める。

第7条中「都市整備部建設課」を「産業経済課」に改める。

(白老町環境審議会条例の一部改正)

6 白老町環境審議会条例(平成6年条例第16号)の一部を次のように改める。

第8条中「生活福祉部」を削る。

白老町課設置条例制定に伴う関連条例新旧対照表

改正前	改正後
白老町水道事業の設置等に関する条例 (組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理の権限に属する事務を処理するため、都市整備部上下水道課を置く。	白老町水道事業の設置等に関する条例 (組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理の権限に属する事務を処理するため、上下水道課を置く。
白老町都市計画審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、都市整備部建設課において処理する。	白老町都市計画審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、建設課において処理する。
白老町地方港湾審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、都市整備部建設課において処理する。	白老町地方港湾審議会条例 (庶務) 第7条 審議会の庶務は、産業経済課において処理する。
白老町環境審議会条例 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、生活福祉部生活環境課において処理する。	白老町環境審議会条例 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 一点だけ伺います。それぞれの立場の責任は非常に重くなってくると思いますけど、先日、全員協議会で説明を受けまして、内容は掌握してはいますが、ただ、総合行政局のイメージがわからないのです。ここに3課とか、3課長が入って道から来た人が局長になってやるというのだけど、財政とか企画が入ってきますけど、具体的にどういう形でどういう仕事が主になって、どういう流れで指揮命令とか、そのイメージがちょっとわかりませんので、これは理事者が答える話だと思いますけれども、これだけ聞いておきます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問、多分全員協議会で説明したこととちょっと重複するかなとは思いますが、総合行政局に、その上に道から招聘する理事を置くということで、その下に総合行政局を置きまして、総合行政局の中には、今財政税務課になっていますけれども、そのうちの財政部門と、それから、企画政策課の企画部門をグループとして、名称としてはグループという形で置きます。ただ、その中には担当課長というような形で、イメージとしては、今ある課の部門を行政局の傘下に置いて、グループ名にして担当課長を置くというイメ

ージです。それで、今持っている行革の部門、ここをそのまま担いますので、先に言った財政と企画部門と行革の部門にそれぞれ担当課長を充てて所管するというイメージです。それで、行革の部門は、これから人事のところに入りますけれども、いわゆる重要懸案事項、特命事項というようなことであれば、そういう部門も行革の部門で平常の行革推進事項とあわせて、特命事項も持たせようという考え方を持っています。

以上で説明は終わります。

○議長（山本浩平君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 23 号 白老町課設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。